

労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の一の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年厚生労働省告示第七号）

改 正 後	現 行
(定義)	(定義)
第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
一・三十四 (略)	一・三十四 (略)
三十五 ソブリン向けエクスポート・ジャーナー 次に掲げるエクスポート・ジャーナーをいう。	三十五 ソブリン向けエクスポート・ジャーナー 次に掲げるエクスポート・ジャーナーをいう。
イ・ヘ (略)	イ・ヘ (略)
ト 国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧洲復興開発銀行、米州開発銀行、欧洲投資銀行、欧洲投资基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行及び欧洲評議会開発銀行協議会向けエクスポート・ジャーナー	ト 国際復興開発銀行、国際金融公社、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧洲復興開発銀行、米州開発銀行、欧洲投資銀行、欧洲投资基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行及び欧洲評議会開発銀行協議会向けエクスポート・ジャーナー
チ・リ (略)	チ・リ (略)
三十六 金融機関等向けエクスポート・ジャーナー 次に掲げるエクスポート・ジャーナーをいう。	三十六 金融機関等向けエクスポート・ジャーナー 次に掲げるエクスポート・ジャーナーをいう。
イ・ロ (略)	イ・ロ (略)
ハ 国際開発銀行（前号ヘに掲げるものを除く。）に対するエクスポート	ハ 国際開発銀行（前号ヘに掲げるものを除く。）に対するエクスポート

スポート・ジャーナリスト

二二二へ（略）

三十七ヶ七十七（略）

（国際開発銀行向けエクスポート・ジャーナリスト）

第三十一条（略）

2 前項の規定にかかわらず、国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧洲復興開発銀行、米州開発銀行、欧洲投資銀行、欧洲投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行及び欧洲評議会開発銀行向けエクスポート・ジャーナリストのリスク・ウェイトは、零パーセントとする。

スポート・ジャーナリスト

二二二へ（略）

三十七ヶ七十七（略）

（国際開発銀行向けエクスポート・ジャーナリスト）

第三十一条（略）

2 前項の規定にかかわらず、国際復興開発銀行、国際金融公社、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧洲復興開発銀行、米州開発銀行、欧洲投資銀行、欧洲投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行及び欧洲評議会開発銀行向けエクスポート・ジャーナリストのリスク・ウェイトは、零パーセントとする。